

青森県報

第二千九百七十九号

平成二十年
九月一日
(月曜日)

目次

告 示

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) ……三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……三
右 同……………(文化課) ……四
県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……四

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(病院局 経営企画室) ……四

告 示

青森県告示第六百十二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川、笹内川	水源かん養保安林	一、四二二・七二
岩木川下流	"	五一〇・五一
岩木川上流	"	一、〇七七・四〇
平川	"	五三二・六九
浅瀬石川	"	六七八・四六
今別川、蟹田川	"	一、〇一八・四九
青森地区	"	八一四・〇三
下北東部	"	一、二五九・八七
下北西部	"	九七四・七六
上北地区	"	一五六・八八
七戸川	"	五三六・九二
奥入瀬川	"	六〇八・五四
馬淵川下流	"	八三二・六〇
新井田川	"	一六三・六八
中村川、笹内川	土砂流出防備保安林	一七六・二三
岩木川下流	"	二九八・四三
岩木川上流	"	七・四〇

上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二二	二二・一六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九八・四三	八六・六〇	一・一四	七九・五八	二二・四四	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	一〇六・三四	四〇・六八

十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃
〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八一	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	三・〇八	一五・九六	一二五・七六	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇

青森県告示第六百十三号

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町
"	保健保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"
八六・四八	一五五・六二	八・六四	九・三二	三・八四	一三・五一	三・二六	二・七四	二・八〇	〇・三八	一九・一〇	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

八戸信用金庫下田支店	上北郡おいらせ町中下田
八戸信用金庫下田支店おいらせ町役場分庁舎出張所	上北郡おいらせ町上明堂

を

八戸信用金庫おいらせ支店	上北郡おいらせ町中下田
八戸信用金庫おいらせ支店おいらせ町役場分庁舎出張所	上北郡おいらせ町上明堂

に改める。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十年八月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人シルバ―
- 三 代表者の氏名

竹内 典和

四 主たる事務所の所在地

下北郡佐井村大字佐井字中道七八の八

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者に対する福祉活動・産業参画活動により雇用の創出を図るとともに、まちづくり活動にも参画し、高齢化が進む地域住民が希望と夢が持てる社会の構築に貢献する事を目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十年八月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人津軽芸術文化発信倶楽部

三 代表者の氏名

對馬 義光

四 主たる事務所の所在地

五所川原市大字米田字八ツ橋一四二の一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の芸術・伝統文化の発掘と保存・継承発展の研究及び夢ある人・夢ある街づくり活動事業を行うことにより、地域芸術文化社会構築に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、飯詰第一地区の県営土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年九月二日から同年十月一日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年九月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第十二号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「及び内視鏡科」を「内視鏡科及び緩和医療科」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------